

## 仕様書

### 1 件名

電話設備一式更改業務

### 2 目的

この仕様書は、公益財団法人愛知臨海環境整備センター（以下「愛知臨海環境整備センター」という。）が令和元年度に更新する構内交換機、多機能内線電話機 17 台及びこれらに付属する機器（以下「電話設備等」という。）の仕様について必要な事項を定めるものとする。

### 3 前提条件

- (1) 今回の電話設備等の更新は、既設構内交換機の更新を図ることを目的としているため、受託者は、既存の電話器との互換性を十分調査した上でその他の機器の更新については、原則として当該構内交換機の更新に必要な最小限の計画を図ること。
- (2) 受託者は、納入する電話設備等の修理対応について、そのいずれもが部品供給を含め引渡後 10 年以上の期間を有するものを選定すること。
- (3) 電話設備等に係る工事は、有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の各規定並びにこれらに関する告示その他の基準に適合したものであること。
- (4) 電話設備等の運用を開始するためにデータのセットアップ作業及び電話器の設定作業が必要となる場合については、既設、新設を問わず全ての機器についてこの作業を実施するとともに、必要な経費を含むこと。

### 4 構内交換機等について

- (1) 構内交換機は、NTT 西日本株式会社を敷設者とするひかり電話オフィスエースに対応したものであるとともに、下表に定める基準を満たすものであること。

回線種別	実装	使用	備考
ひかり電話	6ch 以上	6ch	ONU から LAN 接続
多機能内線	17 台以上	17 台	18 ボタン以上多機能電話機
一般内線	2 台以上	2 台	既設一般電話器（FAX 含む）

(2) 構内交換機及び構内交換機の交換に伴う多機能内線電話器17台の交換に際しては、下表に規定する機能を有するものであること。また、配線はスター配線とすること。

機 能	内 容
共通電話帳	構成するシステム全体で1,000件以上登録できること
個別電話帳	多機能電話機毎で使用できること。
電話帳登録	電話帳への名称登録において漢字が使用できること
発信・着信履歴	発信着信履歴を記録できること
再発信	直前の外線発信に対応できること。
着信履歴検索	最大40回以前までの着信履歴を検索できること。
発信履歴検索	最大40回以前までの発信履歴を検索できること。
内線番号	2桁から4桁までの設定が可能であること
保留転送	外線着信した通話を他の内線電話器へ転送できること
不在転送	不在設定中の内線電話への着信を任意登録した内線電話器へ自動転送することができること。
電話器別着信音設定	多機能電話機の操作で電話機毎の着信音の設定ができること。
留守番機能	業務時間外に所定のメッセージを自動応答するように設定できること。 また、手動で解除及び再設定が可能であること。
通話録音	通話録音がシステム全体で8時間以上であること

## 5 その他

- (1) NTT西日本が提供するナンバーディスプレイサービスに係る発信者番号通知については、別に示す区分により当該区分が属する場所の電話番号が相手方に通知されるよう設定すること。
- (2) 4(2)に規定する「留守電機能」は、夜間及び暦年による休日並びに年末年始等

の区分による設定が電話番号ごとに可能であること。なお、電話番号、各端末ごとの設定詳細については、別途示すものとする。

- (3) 構内交換機及び多機能内線電話機 15 台については愛知臨海環境整備センター管理棟 2 階事務室内に設置するものとし、構内交換機は壁掛け設置、多機能内線電話機 15 台は各事務机上に配置するものとする。多機能内線電話機 2 台については、同管理棟 1 階会議室にそれぞれ壁掛け設置するものとする。
- (4) 本仕様に基づく電話設備等の設置にあたり当該工事部分に障害、不具合が発生した場合の保障は、検収後 1 年間とすること。
- (5) 本仕様に基づく電話設備等の保守契約内容については、契約期間を最長 7 年とする。電池等の消耗品を除き、機器配線や部品の設備劣化、雷、火災、自然災害等による故障に関しては無償対応をするとともに、不慮の取扱い故障などの特異故障に関しても保証限度額範囲内で修理対応をする。  
また、故障連絡について午前 9 時から午後 5 時までの受付分は基本当日対応とする。保守対応の訪問に際しての派遣費用（月 1 回まで）は保守費用に含むものとする。  
その他、専用サポートセンターにおいて、電話設備の取扱い説明、設定サポート、故障切り分けを行うことを含む。（電話対応及びネットワークによる遠隔対応）  
各種条件等詳細は受託者と愛知臨海環境整備センターにおいて別途協議・契約するものとする。
- (6) 受託者の工事施工に際し、本仕様書の内容について、疑義が生じた場合については、その都度受託者と愛知臨海環境整備センターにおいて協議・解決していくものとする。

以上